

補正予算

第3回定例町議会において、平成27年度の補正予算が可決されました。一般会計の補正予算はマイナンバー関連経費、合併処理浄化槽設置整備事業補助金、育成牧場関係経費、町道維持補修事業、麻生17線整備事業、塘路中学校教員住宅建設などで、1億4,503万2千円を追加し、予算額は119億176万5千円となりました。

そのほか各会計の補正予算額および一般会計の主な補正内容は次のとおりです。

(単位：千円)

会計別	補正前予算額(A)	9月補正額(B)	補正後予算額(C)=(A)+(B)	
一般会計	11,756,733	145,032	11,901,765	
特別会計	国民健康保険	1,437,410	1,852	1,439,262
	下水道	732,000	—	732,000
	介護保険	1,418,437	39,712	1,458,149
	後期高齢者医療	109,345	—	109,345
合計	15,453,925	186,596	15,640,521	

(単位：千円)

区分	主な補正予算	事業費	内容
総務費	マイナンバー関連経費	12,942	
	地域新エネルギー活用計画策定事業	6,000	委託料
衛生費	合併処理浄化槽設置整備事業	6,250	補助金
農林水産業費	育成牧場関係経費	13,156	修繕料ほか
	中御卒別農村環境改善センター外構整備事業	3,500	
土木費	町道維持補修事業	35,000	
	麻生17線整備事業	21,000	改良舗装
教育費	塘路中学校教員住宅建設事業	19,000	

知っていますか？建退共制度



建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき、建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的に設立された退職金制度です。

この制度では、事業主の方々が労働者の働いた日数に応じて、掛け金となる共済証紙を共済手帳に貼ると、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに、建退共から退職金が支払われます。いわば業界全体での退職金制度です。

- ・加入できる事業主…建設業を営む方
- ・対象となる労働者…建設業の現場で働く人
- ・掛け金…日額310円

「建退共」ホームページに制度説明動画やQ&Aなど、制度の情報を掲載しています。

建退共

検索

■問い合わせ／建退共北海道支部
(☎011-261-6186)

★特長

- 国の制度なので安全・確実で、申し込み手続きは簡単です。
- 経営事項審査で加点評価の対象となります。
- 掛け金の一部を国が助成します。
- 掛け金は事業主負担ですが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- 事業主が変わっても企業間を通算して退職金が計算されます。

★特例措置

地震などで災害救助法が適用された方々に対し、各種手続きの特例措置を実施しています。

★事業主の方々へお願い

- 共済証紙は労働者の就労日数に応じて、適正に貼付してください。
- 「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

長年にわたるご活躍 ご苦労さまでした

昨年の様子



問い合わせ／役場総務課庶務係（2階⑬番窓口☎485-2111内線212）

〔教育文化功労〕

永きにわたり虹別中学校将棋部の外部指導者として青少年健全育成に寄与されました。また、使用済みPPバンドを利用したエコバッグを考案され、地域の方に提供するなど、資源の有効活用と地域文化の発展に寄与されました。

- ◎虹 別 吉田 米成
- ◎オソツベツ 加藤 明

〔在住功労〕

50年以上本町に在住し、郷土を愛し勤労に励み本町の発展に寄与されました。

- ◎常盤 伊藤 裕子
- ◎高野 順二
- ◎高橋 満子
- ◎只野 繁
- ◎深山 隆
- ◎山口 鈴代
- ◎大槻 教子
- ◎原 啓子
- ◎廣川 エイ子
- ◎大島 賜都夫
- ◎木下 由紀子
- ◎中居 孝
- ◎大堀 和夫
- ◎箱崎 清治
- ◎松田 敦子

〔富士桜〕

富士桜の発展に寄与されました。

- ◎麻生 和
- ◎平 和

- ◎磯内 分
- ◎上多 和
- ◎多 栄
- ◎磯内 分
- ◎上多 和
- ◎多 栄
- ◎磯内 分
- ◎上多 和
- ◎多 栄
- ◎磯内 分
- ◎上多 和
- ◎多 栄
- ◎磯内 分
- ◎上多 和
- ◎多 栄

- ◎熊谷 博行
- ◎若木 昭治
- ◎荒井 泰子
- ◎伊藤 眞策
- ◎齊藤 トキ
- ◎酒井 典夫
- ◎筒井 勝義
- ◎中川 紀一
- ◎宮島 美智子
- ◎油谷 勝義
- ◎小林 富代子
- ◎高山 定男
- ◎三浦 茂
- ◎三浦 和徳
- ◎村上 重徳
- ◎村上 幸子
- ◎村上 政子
- ◎越善 讓
- ◎桑嶋 フサ子
- ◎小館 キヨコ
- ◎田尾 悦子
- ◎成田 文子
- ◎樋口 悦子
- ◎舟山 保恵
- ◎真野 勝明
- ◎佐藤 正
- ◎藤巻 政子
- ◎伊藤 繁子
- ◎宍戸 明美
- ◎木下 征子
- ◎本田 勝夫
- ◎伊藤 淳一
- ◎加藤 友昭
- ◎熊谷 智恵子
- ◎下谷 千壽子
- ◎鈴木 強
- ◎竹花 末美

〔善行表彰〕

土地の資産提供により町に貢献されました。

- ◎大分 県 藤野 英裕

消防団員として20年以上在職されました。

- ◎磯内 勝呂 信義
- ◎久著 呂 小川 久
- ◎茶 安 柳田 和重
- ◎阿 歴 内 加藤 和由
- ◎阿 歴 内 大谷 正志

老人クラブ役員として、10年以上貢献されました。

- ◎川 上 内田 千代子
- ◎上 桜 長谷川 静雄
- ◎磯内 赤坂 秀雄
- ◎茶 安 倉戸 濱子
- ◎阿 歴 内 佐藤 初郎
- ◎阿 歴 内 早川 實

〔福祉基金条例施行規則顕彰〕

国勢調査
2015

10月7日(水)
までに

調査票の提出を お願いいたします



平成27年国勢調査は、少子高齢化社会における日本の未来を描く上で欠くことのできないデータを得るために実施するものです。調査結果は、さまざまな法令にその利用が定められているほか、社会福祉、雇用政策、生活環境の整備、防災対策など、私たちの暮らしのために役立てられます。

- 国勢調査は、平成27年10月1日現在、日本に住んでいるすべての人および世帯が対象です。
- 調査票には、あなたの世帯の世帯員を漏れなく記入してください。
- 記入した調査票は、10月7日(水)までに、調査員に直接提出いただくか、調査票と一緒に配布した郵送提出用の封筒に入れて郵送で提出いただけます。
- 国勢調査では、統計法によって厳格な個人情報保護が定められています。回収した調査票は、外部にもれないように厳重に管理され、集計が完了した後は、完全に溶かされて再生紙として生まれ変わります。
- すでにインターネットで回答された方には、紙の調査票は届きません。
- 10月1日までに世帯員の異動など回答内容に変更があった場合は、国勢調査オンラインに再ログインし、10月20日(火)までに修正してください。
- 万が一、調査票が届いていない場合は、**役場企画財政課企画調整係**までご連絡ください。

問い合わせ／役場企画財政課企画調整係（2階⑩番窓口☎485-2111内線222）
国勢調査コールセンター（☎0570-07-2015）

樹木の採取希望者を募集します！

釧路開発建設部では、釧路川の河川敷地内の樹木を採取する企業や団体、住民を広く募集します。これは資源を有効活用するため、一定の条件を満たす方に採取を許可する「公募型樹木等採取」を試行的に行います。採取した樹木などは、自家消費や、燃料・原材料としての活用、加工・販売など、採取者の判断で活用できます。

- **募集期間**／10月1日(木)～14日(水)
- **採取場所**／釧路川右岸標茶町南標茶地先付近の河川敷
- **採取可能面積**／約1万7千㎡
- **樹種**／主にヤナギ類
- **採取期間**／11月上旬～平成28年2月29日
- **申し込み・問い合わせ**／釧路開発建設部釧路河川事務所計画課維持補修係 (☎0154-3818300)

農地パトロールを実施します

農業委員会では農地の遊休化防止と無断転用の防止、農地法許可案件の履行状況を確認するため、毎年10月を「農地パトロール月間」として行います。農業委員と事務局職員が敷地内に立ち入ることがありますので、あらかじめご理解ください。

■ **問い合わせ**／農業委員会事務局(17番窓口 ☎485-2111 内線172)

パイロット・フォレスト 望楼(展望台)を一般開放します

根釧西部森林管理署では、標茶町・厚岸町に広がる国有林、パイロット・フォレスト内の望楼(展望台)を一般開放します。来訪希望者は、事前に左記まで申し込みしてください。

- **開放期間**／10月26日(月)～30日(金)、午前10時～午後4時
- **受付期間**／10月13日(火)～21日(水)、午前9時～午後5時(正午～午後1時、土日祝日を除く)
- **申し込み・問い合わせ**／根釧西部森林管理署 (☎0154-417126)



土地・家屋や軽自動車の名義を変更される方へ

土地・家屋の場合

- ①すでに登記している土地や家屋の所有者(名義人)を売買や相続などで変更する場合は、釧路地方法務局(☎0154-31-5000)で登記の変更をしてください。
なお、登記していない家屋については、下記窓口で手続きをしてください。
12月31日までに手続きを完了すると、次年度から固定資産税の納税義務者が変更になります。
- ②相続登記をする方で、その手続きが遅れる場合は、相続人の中から次年度以降に固定資産税を代表して納める方を相談して決めてください。手続きに必要な用紙は送付します。

■ **問い合わせ**／役場税務課税務係 (1階⑨番窓口 ☎485-2111 内線152)

軽自動車の場合

車種	手続き(申告)場所・問い合わせ	手続きに必要なもの
原動機付自転車 ●125cc以下のバイク ●ミニカー など	役場税務課税務係 (1階⑨番窓口 ☎485-2111 内線153)	●新所有者の認印 ●標識 (ナンバープレート) ●標識交付証明書
小型特殊自動車 ●農耕作業用(トラクターなど) ●その他特殊作業用(ホイールローダーなど)		
軽四輪自動車 ●660cc以下の軽四輪車 軽二輪車 ●125ccを超え250cc以下のバイク	釧路軽自動車協会 釧路市鳥取大通6丁目1番1号 (☎0154-51-0745)	譲渡による名義変更・廃車・住所変更などは、左記に問い合わせください。
二輪の小型自動車 ●250ccを超えるバイク	北海道運輸局釧路運輸支局 釧路市鳥取大通6丁目2番13号 (☎0154-51-2522)	

マイ
ナンバー
特集
その3

今年の10月から 通知カードが届きます。

社会保障・税番号制度

もうすぐ
届きます!!



マイナンバーは、国民一人一人がもつ12桁の番号です。

マイナンバー制度は、複数の行政機関で保管する個人情報と同じ人の情報であると確認し、さまざまな制度の効率性や透明性を高め、皆さんにとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。社会保障・税・災害対策の分野で、個人情報を適切かつ効率的に管理するために活用されます。

マイナンバー制度の流れ

10月から

通知カードが
簡易書留で届きます

個人番号カードを
申請しましょう

平成28年1月から

マイナンバーの
利用開始

個人番号カードを
受け取りましょう

通知カードが届いたら

- 10月から順次、住民票の住所に通知カードが簡易書留で届き、マイナンバーが通知されます。平成28年1月からは、税・社会保障の申請書などへマイナンバーの記載が始まります。
- 通知カードは、マイナンバーを申請窓口で確認するための大切な書類です。マイナンバーは原則、生涯同じ番号を使い続け、自由に変更できませんので、通知カードは大切に保管してください。
- 個人番号カード交付申請書に必要事項を記入して顔写真を貼付し、郵送などで申請すると個人番号カードを受け取ることができます。スマートフォンなどで写真を撮り、オンラインで申請することもできます。

不審な電話などにご注意ください

- マイナンバーの通知が始まると、預金口座番号など個人情報を聞き出そうとする不審な電話や訪問が増加する可能性があります。
- 法律で定められた事務以外の目的でマイナンバーを取得・提供することは禁止されています。
- マイナンバーを提供する際は、提供相手と利用目的をしっかりと確認してください。

マイナンバー制度に関する問い合わせ

- 役場総務課庶務係（2階⑩番窓口☎485-2111内線211）

- 全国共通ナビダイヤル **0570-20-0178**

午前9時30分～午後5時30分（土・日曜日、祝日、年末年始は除く）

※一部IP電話などで上記ダイヤルに繋がらない場合は、☎050-3816-9405におかけください。

※ナビダイヤルは、通話料がかかります。

※外国語対応（英語）は☎0570-20-0291におかけください。

マイナンバー

検索

9月17日をもって『改製原附票の写し』発行終了しました

今後は必要に応じて「廃棄済証明書」(附票の写しを発行できないことの証明)を無料で交付します

本町では平成22年9月18日の戸籍電算化に伴い、戸籍に付随する紙の「戸籍の附票」も電算化（改製）されました。附票の保存期間は、戸籍が改製または除籍された日から5年と定められており、保存期間を過ぎた「改製原附票の写し」「除籍の附票の写し」は発行できなくなりました。

※戸籍の附票…戸籍に記載されている方の住所履歴が記録されているもの

詳しくは町ホームページ（アドレスは24ページ参照）をご覧ください。

■問い合わせ／役場住民課町民係（1階①番窓口☎485-2111内線122）

不法投棄クリーン作戦

ごみの不法投棄の根絶と、自然と調和した美しいまちづくりの推進を目指し、下記のとおりクリーン作戦を実施します。参加を希望する方は下記係へ申し込みください。

- 日時／10月24日(土)
午前9時30分～
- 集合場所／コンベンションホール
ういず前駐車場
- 実施場所／町内



(昨年の様子)

10月「秋の一斉大掃除」月間

- 日時・場所／各自治会で設定
- 内容／住宅周辺、道路、公園の清掃など

申し込み・問い合わせ
役場住民課環境衛生係
1階③番窓口
☎485-2111内線127

自然の番人宣言

自然の番人宣言は、貴重な自然環境を守り、次世代に引き継いでいくため、私たち一人一人が「自然の番人」となり、不法投棄やポイ捨てを撲滅しようとするもので、平成18年4月に釧路管内の全市町村が共同で制定しました。

町内でも道端へのポイ捨てや家庭ごみの不法投棄が発生しています。自然を壊すポイ捨てや不法投棄を「しない」「させない」「許さない」という思想を持ち、皆さんで本町の美しい自然環境を守っていきましょう。

環境衛生係で配布していますので、希望する方はお気軽に申し出てください。

●ポイ捨てや不法投棄は犯罪です。絶対にしないでください。

●不法投棄者への罰則は、個人の場合5年以下の懲役または1千万円以下の罰金、法人の場合は3億

円以下の罰金となります。

●不法投棄を見つけたら、次のとおり通報してください。

- ・不法投棄ごみを発見したとき：左記係
- ・不法投棄をしている人を発見したとき：弟子屈警察署(☎482-2110)



ポスター



ステッカー

第1分団 見事優勝!! 第3分団 準優勝!

9月12日、釧路市消防訓練場で第60回釧路地方支部消防団員技能競技大会が開催されました。標茶消防団からは、消防ポンプ自動車の部に第1分団(標茶市街)と第3分団(磯分内)、小型ポンプの部に第5分団(虹別)が出場し、熱戦を繰り広げました。結果は消防ポンプ自動車の部で第1分団が見事4年ぶりに優勝に輝き、第3分団も準優勝で2年連続の入賞となりました。また、第5分団は健闘しましたが入賞には一步及びませんでした。

大会出場にあたりご支援・ご声援をいただき、誠にありがとうございました。



消防だより

標茶消防署 ☎485-2021

ホームページ

<http://www.town.shibeche.hokkaido.jp/~sfsma/>



秋の火災予防運動

秋から冬にかけては、暖房器具など火気を使用する機会が多くなります。この時季は空気が乾燥しており、火災発生時に被害が大きくなる可能性があります。

このような季節を迎えるにあたり、火災予防のさらなる普及と、皆さんの生命や財産を火災から未然に防ぐため、秋の火災予防運動を実施します。

10月15日(木)～31日(土)の運動期間中、標茶消防署では防火査察や車両広報などを通して防火を呼びかけます。皆さんのご協力をお願いします。



磯分内小学校 新校舎が完成 しました

平成26年9月から建設が始まった磯分内小学校の新校舎が完成し、2学期から新しい校舎での学校生活がスタートしました。新校舎は木のぬくもりが感じられる造りで、図書やパソコンが設置され、全校児童と一緒に給食を食べられる広い空間があるなど、開放的な雰囲気の中で伸び伸び学ぶことができます。



文化講演会

世界を自転車でもわり、イタリアで講演を披露したこともある、留辺薬生まれの人気講師、神田山陽さん。はじめに、ユーモアたっぷりに人生を語ります！

- 日時／11月15日(日)、午後1時～
- 場所／コンベンションホールういず
- 問い合わせ／文化講演会
実行委員会（図書館内）
☎485-2300



本町には、町内の空き地や空き住宅の売り払い、賃貸の情報を町ホームページ（アドレスは24ページを参照）や各公民館で掲載ができる制度があります。掲載を希望する物

- ・件情報をお持ちの方は、指定の様式に必要事項を記入し、下記係へ提出してください。掲載費用はかかりません。
- 掲載から売約までの流れ
- ・掲載する不動産の情報を役場へ提出します。
- ・ホームページや各公民館に掲載した情報に対し、売り払い・賃貸希望者から問い合わせがきます。
- ・問い合わせた方の連絡先を掲載者に伝えます。
- ・当事者同士で話し合いの上、契約を進めます。
- 注意事項
- ・売り払いや賃貸による契約、

募集 大型車両 乗務員

●岡村運輸株式会社
●岡村産業有限会社

住所 標茶町磯分内市街

問い合わせ ☎486-2359

- ・登記に関しては当事者同士で行ってください。
- ・町ホームページの不動産ネットワークのページに、様式・記入例があります。
- ・郵送、FAXでも受付をしています。
- ・当該物件が農業振興地域内にあるときは、別に手続きが必要な場合があります。
- 受付期間／随時（平日の午前8時45分～午後5時30分、郵送可）
- 提出先・問い合わせ／役場管理課管財係（1階⑧番窓口 ☎485-2111内線142）

お忘れなく!

子育て世帯臨時特例給付金 申請期間を10月30日まで延長します

広報しべちゃ6月号・9月号でお知らせした「子育て世帯臨時特例給付金」の申請期間を延長します。支給対象者や支給額の変更はありませんが、今一度、確認をお願いします。該当と思われる方は、早めに申請してください。

子育て世帯臨時特例給付金とは…

消費税率引上げの影響などを踏まえ、子育て世帯に対して臨時特例的な給付措置として実施されています。

●支給要件

- 支給対象／平成27年6月分の児童手当を受給される方

※特例給付（児童を養育する方の所得が児童手当の所得制限限度額以上の場合に、児童1人当たり月額5,000円を支給）を受給される方は対象になりません。

- 対象児童／支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

- 支給額／対象児童1人につき3,000円

- 基準日／平成27年5月31日

- 提出書類／●申請書（児童手当の現況届とあわせて郵送しています）

※公務員は全国統一様式となり所属庁の証明が必要

- 振込先金融機関口座が確認できる書類（通帳やキャッシュカードの写し）

※児童手当の受取口座を指定する場合は不要（公務員を除く）

- 申請先／役場保健福祉課児童福祉係、各公民館（受け付けのみ）

- 問い合わせ／

- 申請方法に関する問い合わせ

役場保健福祉課児童福祉係（1階⑤番窓口☎485-2111内線135）

- 制度に関する問い合わせ

厚生労働省専用ダイヤル（☎0570-037-192）

給付金の“振り込め詐欺”や“個人情報”の詐取にご注意ください

行政相談

困ったら一人で悩まず

10月19日(月)～25日(日)までの1週間は、行政相談週間です。本町でも、左記のとおり「行政相談」を開催します。

相談を受けても、解決までに時間がかかることもありませんが、昨年、町内で実施された「出前講座」では「標茶郵便局前に段差があるので改善してほしい」という要望が寄せられ、釧路行政評価分室から、日本郵便(株)北海道支社に連絡し、すぐに改善されています。

行政に対する苦情、要望がありましたら、行政相談委員まで連絡してください。

日時／10月21日(水)、午前10時～午後2時

場所／開発センター

問い合わせ／行政相談委員 河野哲了さん（☎485-2766）

改善例



はい、注目
愛がん動物は悪くない!!

◎新しい飼い主さん募集中◎
メス犬2匹、生後5カ月ほど。中型・雑種。
増やすつもりがなければ
メスは避妊、オスは去勢により
増やさないための行動をすることが
飼い主さんの最低限の責任だわん!!
連絡先：猫の手標茶犬猫救済係→09090890516

お片付け指南します。

軽トラック1台分(最大350kg)の
一般廃棄物収集運搬代金及び、
作業代金(5時間分)コミコミ。
19,000円(消費税込) (20,520円)

作業の仕方、標茶町のゴミの仕分け方法などを確認しながら、お客様と一緒に作業していくプランです。
一般廃棄物収集運搬業許可 標茶町27-2号

猫の手標茶

整理・便利業・万事解決
ねこてしべちゃ
猫の手 標茶
標茶町上磯分内
及川 忠
TEL015-486-2672